

令和5年度 被措置児童等虐待の状況について（大分県）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和5年度中に、大分県が対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内 訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
8件	1件	9件	3件	5件	1件

※事実確認が完了した令和6年度に計上

2 虐待の状況(虐待該当案件のあった施設等について)

ア 施設種別	イ 加害職員等の職種		
障害児入所施設	児童指導員	保育士	看護師
3件	1名	1名	1名

ウ 虐待の類型			
身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
1件	2件	0件	0件

エ 虐待の内容
<ul style="list-style-type: none"> 職員が児童に向けて木製の板を投げ、児童の顔に怪我をさせた 職員が児童の陰部を触りながら、自慰行為を行った 職員が児童の胸を触る等の行為を行った

オ 被害児童等の性別		カ 被害児童等の年齢層	
男子	女子	中学生	高校生
1名	2名	1名	2名

3 県が講じた措置

児童福祉法第46条第1項の規定に基づく報告徴収・改善指導通知
3件

◆児童福祉法第33条の16
 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置
 その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則第36条の30
 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種